

**中国におけるデザインの類否判断  
～文字デザインが類否判断に与える影響～  
中国特許判例紹介(78)**

2018年5月10日

執筆者 所長弁理士 河野 英仁

内モンゴル蒙牛乳業（グループ）株式会社  
原告

国家知識産権局特許復審委員会  
被告

1. 概要

専利法第23条第2項は外観設計(意匠)の新規性に関し以下の通り規定している。

**第23条第2項**

特許権を付与する外観設計は現有設計又は現有設計の特徴の組合せに比べて、明らかな相違がなければならない。

本事件では、瓶の形状について外観設計特許権が成立しているところ、新規性がないとして無効宣告請求がなされた。北京知識産権法院は、対比設計と比較すれば、蓋が存在せず、また蓋に描かれた文字デザインが相違するものの、これらの相違は全体の視覚効果に与える影響は顕著でないとして無効決定をなした復審委員会の判断を維持する判決を下した<sup>1</sup>。

2. 背景

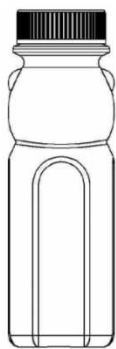
(1)特許の内容

内モンゴル蒙牛乳業（グループ）株式会社（原告）は、“瓶（3）”と称する201530178323.5 外観設計特許(以下、323 特許という)を所有している。323 特許の申請日は2015年6月3日、公告日は2015年11月25日である。

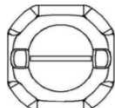
323 特許のデザインは以下の通りである。

---

<sup>1</sup> 2017年9月8日北京知識産権法院判決 （2017）京73行初2169号



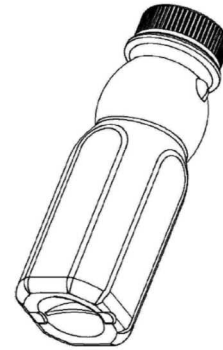
主视图



仰视图



俯视图



立体图

## (2)無効宣告請求

323 特許に対し、伊利公司是 2016 年 8 月 26 日特許復審委員会に無効宣告請求を提出した。その理由は、本特許は専利法第 23 条第 2 項の規定に適合しないというものであり、かつ証拠 1 を提出した。

対比文献(証拠 1)のデザインは以下の通りである。



主视图



俯视图



左视图



立体图



后视图



仰视图



右视图

復審委員会は、対比文献に記載された設計に類似するとして 323 特許を無効とする決定をなした。原告は決定を不服として北京知識産権法院へ提訴した。

## 3.中級人民法院での争点

**争点:蓋の文字及び装飾が類否判断にどのような影響を与えるか**

#### 4.中級人民法院の判断

##### **判断：文字及び装飾は全体の視覚効果に顕著な効果を与えない**

各当事者の弁論主張に基づけば、本案の争点は、本特許が専利法第 23 条第 2 項の規定に適合するか否かにある。

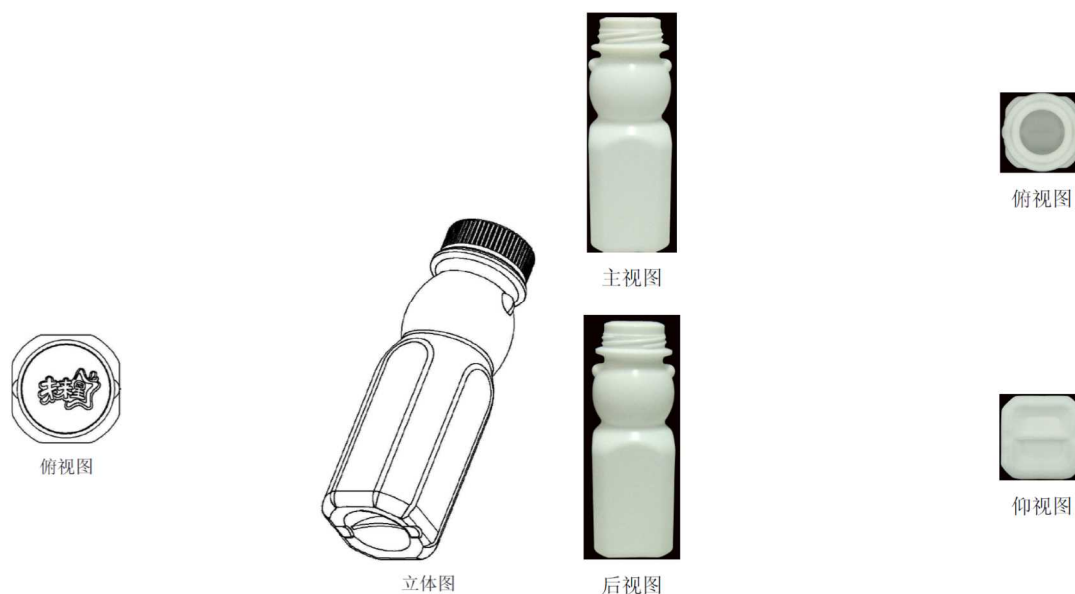
#### 第 23 条第 2 項

特許権を付与する外観設計は現有設計又は現有設計の特徴の組合せに比べて、明らかな相違がなければならない。

当該争点に関し、北京知識産権法院は以下の通り判断した。

本特許と対比文献の各図、及び、各当事者が特許無効宣告請求段階と訴訟段階でなした陳述に基づけば、本特許及び対比文献との一致点は以下の通りである。

瓶の全体形状は基本的に同一であり、共に瓶口、球状瓶肩、四角柱型の瓶体により組成されており、三段式设计であり、球状瓶の肩の上端両側には共に対称に分布する 2 つの耳状凸起を有し、四角柱型瓶体の四角辺及び瓶体上端には共に円弧形の面取りを有し、瓶体側面にはアーチ型ドア穴図案が形成されている。



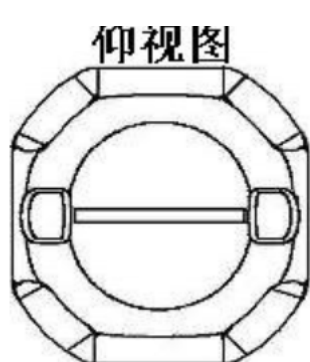
本特許と対比文献との相違点は以下の通りである。

- 1、本特許及び対比設計の三段式设计中瓶肩及び瓶体の相対比率は相違する。本特許

の瓶体比率は対比設計より若干大きく、同時に瓶肩の比率は対比設計より若干小さく、対応して、本特許の球状瓶肩は、対比設計の球状瓶肩よりも若干扁平である。

2、本特許及び対比設計の四角柱瓶体の4つの角辺及び上端の傾斜角弧面の大小が若干相違する。

3、本特許の瓶底は円形の凹稜、対比設計は正方形の凹稜である。



本特許



対比文献

4、本特許の瓶は、さらに瓶蓋及び瓶蓋上の文字図案を含むが、対比設計は瓶蓋が示されていない。



本特許



対比文献

本特許と対比設計は、3段式パターンの各部分における形状遷移および膨らみ形状には比較的多くの一致性があり、全体輪郭形状及び各部分の形状には、一致性がみられる。

この基礎において、上述の三つの相違点はわずかな差が存在するだけであり、必ずしも一般消費者に与える基本的同一の全体視覚効果を改変することができるものではなく、上述の相違点は、全体の視覚効果に顕著な影響をもたらすものではない。

本特許の円形瓶蓋に関していえば、対比設計には開示されていないが、円形かつ縦型滑り止めラインを有する瓶蓋は極めてよく見る瓶蓋形式であり、その頂部の文字及び星形図案は主に標識作用であり、装飾性は比較的弱い。

その上瓶蓋そのものは瓶の全体設計中に占める割合は小さく、その変化もまた全体視覚効果に対し顕著な影響を与えるには足りない。

それゆえ、本特許は対比設計と比較して、明らかな相違を有さず、専利法第 23 条第 2 項の規定に適合しない。

瓶蓋部分に相違点があるとの原告の主張に関し、北京知識産権法院は以下の通り判断した。

最初に、外観設計とは、製品の形状、模様又はそれらの組合せ、及び色彩と形状、模様の組合せについて出された、美感に富み、工業的応用に適した新しいデザインをいう（専利法 2 条 4 項）。

本特許瓶蓋上の“未来星”文字及び星形装飾がもたらすものは主に商品の出所を識別する作用であり、必ずしも美感に富み、工業的応用に適したデザインではない。それゆえ本特許瓶蓋上の文字及び図形は相違する特徴とはいいがたい。

その他、瓶蓋そのものは瓶の全体設計中占める割合が小さく、上述の変化もまた全体視覚効果に顕著な影響を与えるものではない。

## 5. 結論

北京知識産権法院は、無効決定をなした復審委員会の判断を維持する判決を下した。

## 6. コメント

中国では外観設計特許出願は実体審査を経ることなく登録される。そのため、審査実務を通じたフィードバックがなく、類似するか否かの感覚がつかみにくい。類似するか否かの判断は無効宣告を請求されて初めて行われるため、本事件のような事例は貴重である。



原告製品

無効宣告請求人製品

子供用飲むヨーグルト市場において、原告と無効宣告請求人が競合していることから、無効宣告請求が提出されたものと考えられる<sup>2</sup>。本事件では対比文献に蓋は存在せず、また、装飾文字も相違点として認定されたが、全体的な視覚効果に与える影響は顕著ではないとして無効とされた。

以上

---

<sup>2</sup> 上海知識産権研究所 HP より 2018 年 2 月 26 日  
[http://www.shipa.org/ip\\_litigation\\_show.asp?id=721](http://www.shipa.org/ip_litigation_show.asp?id=721)